

7 建設業の許可申請（新規・更新・追加等）に必要な書類一覧表

<①、②の提出書類> ①の閲覧用と②の非閲覧用を分けてつづり、それぞれ3部(計6部)を提出してください。
<③の確認資料> つづらず1部だけ提示してください(確認のみで提出不要)。
<④のその他書類> つづらず1部だけ提出してください(希望者のみ)。

※申請書作成に際しては、建設業許可の手引の注意事項・記入例を必ず参照してください。

①提出書類（閲覧用）

様式番号	令和4年4月 様式変更等	令和7年2月 様式変更等	書 類 の 名 称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
岡山県独自様式	修正		表紙（許可申請用） ※「閲覧用」に○をする	○	○	○
第1号		様式変更	建設業許可申請書	○	○	○
第1号 別紙1			役員等の一覧表	法人のみ	法人のみ	法人のみ
第1号 別紙2(1)			営業所一覧表(新規許可等)	○		○
第1号 別紙2(2)			営業所一覧表(更新)		○	
第1号 別紙4		様式変更	営業所技術者等一覧表	○	○	○
第2号	記載要領変更		工事経歴書(許可を受けようとする業種ごとに記載)	○		○
第3号			直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○
第4号			使用人数	○		○
第6号			申請者・役員等・令3条の使用人等が欠格要件に該当しないことの誓約書	○	○	○
第7号の3			健康保険等の加入状況	○	○	○
第11号			建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)の一覧表	○	○	○
-			定款	法人のみ	変更あるとき	
第15号	様式変更		法人用の貸借対照表	法人のみ		
第16号			法人用の損益計算書、完成工事原価報告書	法人のみ		
第17号	様式変更		株主資本等変動計算書	法人のみ		
第17号の2	記載要領変更		注記表	法人のみ		
第17号の3			附属明細表 (資本金の額が1億円超、又は負債の部の合計額が200億円以上の株式会社についてのみ必要)	該当法人のみ		
第18号			個人用の貸借対照表	個人のみ		
第19号	記載要領変更		個人用の損益計算書	個人のみ		
第20号			営業の沿革	○	○	
第20号の2			所属建設業者団体	○	変更あるとき	
第20号の3			主要取引金融機関名	○	変更あるとき	

②提出書類（非閲覧用）

様式番号	令和4年4月 様式変更等	令和7年2月 様式変更等	書 類 の 名 称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
岡山県独自様式	修正		表紙（許可申請用） ※「非閲覧用」に○をする	○	○	○
第1号 別紙3	記載要領変更		※手数料貼付用紙	○	○	○
第7号			常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	いずれか該当するものを提出		
第7号の2			常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書			
第7号 別紙			常勤役員等の略歴書	第7号を提出する場合:第7号別紙を提出 第7号の2を提出する場合:第7号の2別紙1及び別紙2を提出		
第7号の2 別紙1			常勤役員等の略歴書			
第7号の2 別紙2			常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書			
第8号		様式変更	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○		○
-			営業所技術者等の卒業証明書(卒業証書は不可) ※学校卒業+実務経験の場合に添付	○		○
-			営業所技術者等に係る資格証明書(免状、合格証明書等) ※国家資格等の場合に添付	○		○
第9号		様式変更	営業所技術者等の実務経験証明書 ※実務経験の場合に添付	○		○
第10号			指導監督的実務経験証明書(特定建設業許可申請の場合)	必要な場合に添付		必要な場合に添付
-			特定建設業の営業所技術者等に係る資格証明書	必要な場合に添付		必要な場合に添付
第12号			許可申請者(法人の役員等・本人等)の住所、生年月日等に関する調書 ※旧略歴書	○	○	○
第13号			建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・支店所長等)の調書 ※旧略歴書	該当者がいるとき	該当者がいるとき	該当者がいるとき
第14号			株主(出資者)調書	法人のみ	変更あるとき	
-			商業登記に係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	法人のみ	変更あるとき	
-			事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額の記載されているもの)	○		
-			許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)及び令第3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)に係る成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書又は医師の診断書 ※「登記されていないことの証明書」という名称。岡山地方法務局戸籍課の窓口(郵送の場合は、東京法務局後見登録課)で取得してください。 (本籍地の記載は不要)	○ 相談役、顧問、株主、出資者のみに該当する方は不要です。		
-			許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)及び令第3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)に係る成年被後見人・被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書 ※「身分証明書」という名称。本籍地の市町村役場で取得してください。	○ 相談役、顧問、株主、出資者のみに該当する方は不要です。		
-			500万円以上の残高証明書(申請時から1か月以内のもの)	必要なとき ※注1		必要なとき ※注1
-			・【健康保険及び厚生年金保険分】「領収書又は納入証明書」の写し 等 ・【雇用保険分】「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え+「領収書」の写し+事業所非該当承認通知書の写し(承認申請をしている場合) 等 (手引p.68参照)	○	○	○

注1) 次の場合は不要 (①直近の財務諸表で500万円以上の自己資本を有する場合、②追加(般特新規)申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する者)

③確認資料（☆つづらず1部のみ提示）

確 認 内 容		提 示 す る 書 類 の 名 称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の常勤性		【社会保険の確認資料】 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の健康保険被保険者証(有効期限内のもの)又は直近厚生年金標準報酬決定通知書の写し ※注2	○	○	○

注2) 75歳以上の方等後期高齢者に該当する方は、社会保険に代えて、後期高齢者医療資格確認書又はマイナンバーカード、源泉徴収票、賃金台帳及び常勤していること等の申立書が必要です(手引p.73参照)。

④その他書類（☆つづらず1部のみ提出）

書類名称		内 容	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
受領票(受付票)		許可申請が受付されていることを確認するために用います。 希望する方のみ、申請書とは別に1部提出してください。(詳細は手引p.25)	希望する場合のみ	希望する場合のみ	希望する場合のみ